

2015年度
破産法講義

11

関西大学法学部教授
栗田 隆

破産債権の届出・確定（111条－134条）

1. 債権届出
2. 債権調査
3. 債権確定

債権者集会(135条－143条)

債権者委員会(144条－147条)

届出の必要性と方式

- 債権届出は、破産手続への参加に向けられた一種の申立てである。
 1. 配当を受けるため
 2. 債権者集会（135条以下）において議決権を行使するため
- 届出は、書面により（規則1条1項）、裁判所に対してする。

届出の時期と調査費用の負担者

債権届出期間

調査費用の負担者

届出

破産財団の負担（148条1項1号）

届出

破産債権者の負担（119条3項）

一般の債権調査終了

届出

追完事由の存在が必要（112条1項）。
費用は、破産債権者の負担（119条3項）

一般債権者の届出（1）

- 形式的記載事項
 1. 届出債権者の特定に必要な事項
 2. 書類の作成者の特定に必要な事項
- 破産債権の内容（法111条）
 1. 破産債権の額、原因
 2. 優先権があるときは、その旨
 3. 劣後的債権であるときは、その旨
 4. 少額（1000円未満）配当金を受領する意思があるときは、その旨
- その他（111条1項5号・規則32条2項）

一般債権者の届出（2） 添付書類

- 破産債権に関する証拠書類の写し
- 有名義債権については、執行力ある債務名義の写し又は判決書の写し
- 代理人が届出をするときは、代理権を証する書面

別除権者の届出

不足額について破産配当を受けるためには（108条1項）、次の事項も届け出なければならない（111条2項）。

1. 別除権の目的財産
2. 予定不足額

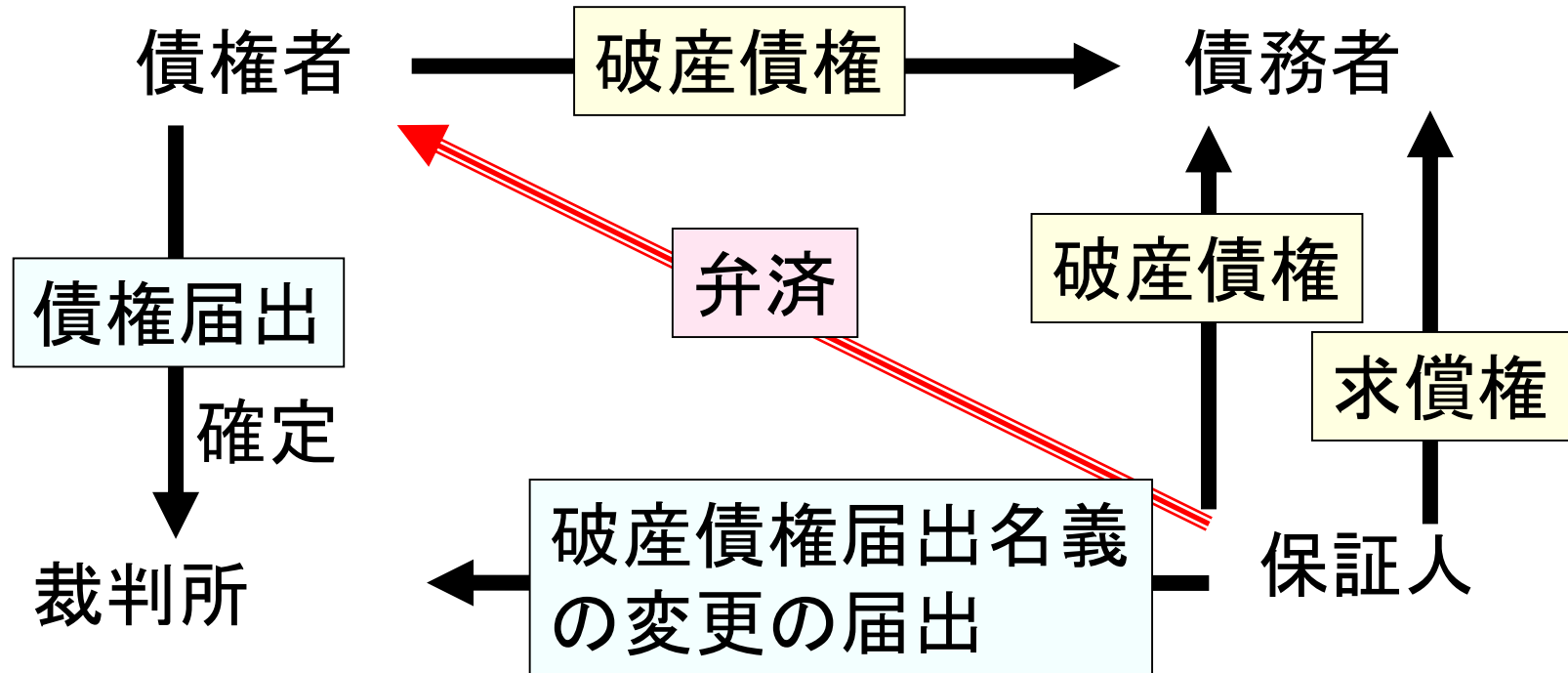
届出名義の変更（113条・規則35条）

- 届出債権を取得した者は、届出人の地位を承継する。取得原因の例：
 1. 債権譲渡、転付命令
 2. 弁済者代位（民法499条以下）
- 届出名義の変更を届け出て（規則35条）、変更を受ける。他の破産債権者の利益を害しないので、一般調査期間・期日後でもよい。
- 少額配当の受領意思がある場合には、その届出をする。

届出の変更

- 他の債権者に不利な変更は、新たな債権届出に準じて扱われる。債権届出期間後の変更は119条の適用を受ける。
- 他の債権者に不利な変更の例 債権額の増加、優先権の主張。
- 他の債権者に不利でない変更の例 債権額減少、優先権の主張の撤回

債権者の届出債権を弁済者代位により取得した場合



届出の取下げ

- 債権確定前の取下げは自由であり、再届出も許される。
- 債権確定後も取下げは可能であるが、再届出は許されない。
 1. **確定債権の不存在を認めての取下げ** 破産債権者表における記載を抹消する。債権者は、配当金を受領している場合には、それを破産財団に返還すべきである。
 2. **破産債権を主張したままでの取下げ** = 今後の配当について、その受領権を放棄する。

租税等・罰金等の請求権の届出（114条・規則36条）

- 租税等・罰金等の請求権が破産債権である場合には、届出が必要であり、配当表に記載される。
- しかし、届出期間の制限（112条）には服さない。理由：
 1. 債権の存在・内容について真実性を推定できる。
 2. 他の債権者の異議に服さないものとされている

破産債権者表の作成等（115条）

- 作成者＝裁判所書記官（115条1項）
- 記載事項（115条2項・規則37条）
- 記載事項の更正（115条3項）
- 破産管財人への交付
- 破産債権者表に記載された破産債権の調査（116条）

債権調査の方法（116条）

- 原則 書面による債権調査（1項）
 1. 破産管財人の認否書
 2. 破産債権者・破産者の書面による異議
- 必要があるとき 期日における債権調査（2項）。期日の続行により柔軟に対応できる
 1. 期日における破産管財人の認否
 2. 期日における破産債権者・破産者の異議
- 一般調査と特別調査とで、調査方法を変えることもできる（3項）。

書面による債権調査（1）（117条）

- 破産管財人が認否書を作成する（1項・2項）
- 認否書を裁判所に提出する（3項）
- 認否不記載の効果
 1. 届出期間内に届け出られた債権については、認めたとみなす
 2. 届出期間後の債権届出または変更届出については、1項所定の事項の一部に認否の記載があるときは、認否の記載のない事項については認めたとみなす。

届出をした破産債権者・破産者による記録閲覧（11条）

届出をした破産債権者は、利害関係人として、次の文書等の閲覧・謄写等を請求できる。

1. 他の破産債権者の債権届書および付属書類
2. 破産債権者表
3. 破産管財人作成の認否書

届出をした破産債権者・破産者の異議（118条）

- 異議陳述期間 債権調査期間
- 異議事項 破産債権の存在自体のほかに、
 1. 破産債権者 117条1項各号の事項
 2. 破産者 117条1項1号の事項のみ。優先順位については異議を述べることができない。
- 調査期間の変更（3項から5項）

特別調査期間における調査（119条）

- 債権届出期間経過後に債権届出または変更届出があった場合に行う
- 費用は、遅れて届出をした破産債権者の負担となる（3項）。費用の予納（120条）
- 特別調査期間の周知方法
 1. 破産管財人、破産者及び届出をした破産債権者に送達する。普通郵便・信書便で（6項・118条4項・5項）もよい。
 2. 公告は不要

一般調査期日における破産債権の調査（121条）

- 裁判所が指揮する（13条、民訴148条）。
- 出席者
 1. 破産管財人（出席は不可欠。8項） 認否を述べる
 2. 届出債権者（出席は任意。2項）
 3. 破産者（3項）
- 調査事項 117条1項各号所定の事項（1項）
- 異議権者 破産債権者、破産者

特別調査期日における調査（122条）

- 債権届出期間経過後に債権届出または変更届出があった場合に行う
- 費用は、遅れて届出をした破産債権者の負担となる（2項・119条3項）。費用の予納（2項・120条）
- 特別調査期日の周知方法
 1. 破産管財人、破産者及び届出をした破産債権者に送達する。普通郵便・信書便でもよい（2項・119条6項・118条4項・5項）。
 2. 公告は不要

期日終了後の破産者の異議（123条）

- 破産者の責めに帰することができない事由によって調査期日に出頭することができなかったときは、破産者は、その事由が消滅した後1週間以内限り、書面で、異議を述べることができる。
- 期間調査にはない、期日調査独自の制度である。

異議等のない破産債権の確定（124条）

- 管財人が認め、他の債権者から異議を述べなかった破産債権は、債権者間で確定する（破産者の異議の効果については221条参照）。
 1. 債権の存在と債権額
 2. 優先・劣後の有無
- 裁判所書記官は、調査結果を破産債権者表に記載する。
- 破産債権者表の記載は債権者間で確定判決と同一の効力を有する。

異議等の解決

分岐について、
125条1項ただし書も参照

係属中の訴訟

あり

訴訟の受継

127条

なし

名義

あり

破産者のすることのできる
訴訟手続

129条

なし

125条1項本文

査定の申立て

査定異議の訴え

126条

名義（129条1項）

確定手続の開始責任は、異議を述べられた債権に名義（債権の存在を証明する格式文書）があるか否かに従い分配される。

- **執行力のある債務名義**（[民執25条](#)） 執行証書のように執行文の必要なものについては、執行文が付されていることが必要である（最判昭和41.4.14（会社更生事件））。
- **終局判決** 確認判決（債務不存在確認訴訟の請求棄却判決など）でも、未確定判決でも良い。給付判決の場合でも執行文は必要ない。

確定手続開始責任の分配

- 無名義債権の場合 当該無名義債権者が開始責任を負う。責任を果たさないと、無名義債権者には配当が与えられない（198条1項）。
- 有名義債権の場合 異議者等が開始責任を負う。責任が果されると、有名義債権者への配当額は、供託される（202条1号）。

破産債権査定決定（125条）

- 無名義債権者が、異議者等の全員を相手方として、査定決定の申立てをする（1項）。
- 申立期間（2項） 債権調査の期間の末日または期日から1月以内
- 審尋（3項）

破産債権査定申立てについての決定に対する 異議の訴え（126条）

- 提起権者 決定に不服のある者
- 提起期間 決定の送達を受けた日から1月
- 管轄（2項） 破産裁判所
- 移送（3項）
- 被告となるべき者（4項） 異議等に係る破産債権者が提起する場合は、異議者等の全員（固有必要的共同訴訟。131条1項参照）
- 弁論と裁判の併合（5項・6項）
- 判決の主文の形式（7項） 原告は決定の変更を求めるので、訴訟上の形成訴訟。

異議等のある破産債権に関する訴訟の受継 (127条)

- 中断中の訴訟を債権確定訴訟として続行する。
- 受継申立責任 破産債権者が確定を求めるときは、異議者等の全員を相手にして、受継を申し立てる。

破産債権者の主張の制限 (128条・129条2項)

次の手続では、破産債権者は、破産債権者表に記載されている事項のみを主張することができる。

1. 破産債権査定申立てに係る査定の手続（125条）
2. 破産債権査定異議の訴訟手続（126条）
3. 無名義債権の確定のために受継された訴訟手続（127条）
4. 有名義債権の確定のために開始または受継された訴訟手続（129条1項・2項・3項）

債権確定訴訟

- 債権確定訴訟は、破産債権の異議を述べられた事項についての確認訴訟である（通説）。
- 事件名には、「債権確定請求事件」を用い、判決主文には、「原告が・・・の債権を有することを確定する」、あるいは「原告が・・・の優先的破産債権を有することを確定する」というように、「確定」の語を用いるのが慣例である。

係属中の訴訟のある場合

- 従前の訴訟状態が承継される。その訴訟が給付の訴え・請求異議の訴えであれば、確認の訴えに変更される。上告審での訴えの変更も許される。
- 債務者からの消極的確認訴訟の係属中に破産手続開始決定があった場合には、届出債権者が債権確定の反訴を提起すべきである。

有名義債権者に対する異議の主張（129条）

- 破産者がすることのできる訴訟手続によってのみ、異議を主張することができる（1項）。
- 係属中の訴訟があれば、債権確定訴訟として流用する（受継。2項）。
- 異議主張手続の開始の期間制限（3項・4項）

訴訟の結果を破産債権者表に記載する（130条）

- 異議が解決されたことを債権者表において明確にする。
- 裁判所書記官は、破産管財人又は破産債権者の申立てにより記載する。
 1. 破産債権の確定に関する訴訟の結果
 2. 破産債権査定申立てについての決定が異議の訴えの不提起又は却下により確定した場合に、その内容

判決効等の拡張（131条）

配当に関する法律関係を単純化するために、

- 破産債権の確定に関する訴訟の判決の効力は、すべての破産債権者に拡張される（1項）。
 1. 126条の査定異議訴訟
 2. 127条による受継後の破産債権確定訴訟
 3. 129条により異議者等が開始する訴訟
- 破産債権査定申立てについての決定が異議訴訟の不提起又は却下により確定した場合も同じ（2項）。

異議債権者が勝訴した場合の費用償還請求 (132条)

- 異議を述べた破産債権者が確定訴訟を迫行して勝訴した場合には、訴訟費用を敗訴の相手方から償還を受けることができる。
- 相手方が無資力のために現実に償還を受けることができない場合には、届出債権者に配当されることになっていた金額だけ破産財団が利益を受けるので、異議債権者は、破産財団が利益を受ける限度で破産財団に償還を求めることができる。その償還請求権は財団債権である。

破産手続終了の場合の破産債権確定手続の取り扱い（133条）

	査定手続 き	破産管財人が当事者となっていない		破産管財人が当事者となっている訴訟
		査定異議訴訟	受継後の手続	
破産手続が途中終了	目的を失って終了		中断	中断
破産手続終結決定により破産手続終了	配当の最終処理のために、なお係属			

租税等の請求権についての特例（134条）

- 公的機関による債権届出であり、その内容について信頼性が高い。
- 一般債権者は異議を述べることができない。
- 破産管財人が破産者に認められている不服申立方法で不服を申し立てる。

債権者集会

破産手続では債権者たちの意思を尊重すべきである。

1. 債権者間の利害が共通する局面を重視すれば、破産財団の管理・分配等については、基本的に破産債権者の団体的自治に委ねてよいことになる。これを債権者自治の原則といい、債権者集会は、**団体的意思形成の場**となる。
2. 債権者間の利害が対立する局面を重視すれば、債権者集会は、破産債権者たちの**集団的意見表明の機会**にすぎないことになる。

続

- いずれの考えをとるかは、国家が用意する破産手続がどの程度充実しているかにも依存する。現行の下での債権者集会は、2である。
- 時の経過とともに破産手続に対する破産債権者の関心は薄れていき、債権者集会の機能も低下するが、破産債権者が破産管財人等から破産に至った事情や配当の見込みについて説明を受ける場として重要である。特に、財産状況報告集会（31条1項2号）。

債権者集会の招集（135条）

- 申立てによる招集（事情に従い招集しないこともできる）。
 1. 破産管財人
 2. 債権者委員会
 3. 知っている破産債権の評価額の10分の1以上の債権額を有する破産債権者
- 職権による招集

期日への呼出し（136条）

- 破産管財人
- 破産者
- 届出破産債権者。但し、1000人以上の場合には、同時処分において、呼び出しをしない旨の決定をすることもできる（31条5項）
- 公告と通知
 1. 財産状況報告集会の期日
 2. その他の債権者集会の期日と会議の目的事項
- 労働組合への通知

債権者集会の指揮等

- 裁判所が指揮する
- 成立要件は特に規定されていない
- 決議には、（出席債権者＋書面投票者）の議決権総額の過半数を有する者の同意が必要。

決議を目的に招集申立てがなされた場合

- 当該事項を決議に付する旨の決定をする
- 議決権行使方法を定める
 1. 期日における議決権行使
 2. 書面等投票
 3. 両者の併用
- 2又は3を議決権行使方法とした場合には、その公告

破産債権者の議決権

額の確定	期日を 開かない 場合	期日を開く場合
未確定の 債権	裁判所 の定め る額	議決権額について異議等がないもの＝届出額 議決権額について異議等のあるもの＝裁判所の定める額
確定した 債権	確定した破産債権額	

破産債権者の議決権

- 次のものは、全面的に議決権なし
 1. 劣後的破産債権
 2. 約定劣後破産債権
- 次のものは、弁済を受けた額について議決権を行使できない
 1. 先行弁済を受けた給料債権
 2. 外国弁済を受けた債権